

令和 3 年度決算に基づく

島原市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

島原市監査委員

4 島 監 第 2 8 号
令和 4 年 8 月 2 3 日

島原市長 古川隆三郎 様

島原市監査委員 徳 永 清 己

島原市監査委員 永 田 光 臣

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、意見書を提出します。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月27日から同年8月22日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合し、必要に応じて関係職員の説明を聴取して、計数の正確性について審査した。

第4 審査の結果

島原市監査基準に基づき審査を行った。

その結果、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数も正確であり、適正に作成されていると認めた。

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.06)	— (18.06)	3.3 (25.0)	— (350.0)

(備考)

1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において赤字額がない場合、また、将来負担比率の数値がマイナスの場合は「—」を記載。

2 () 内は早期健全化基準

2 資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
令和3年度島原市水道事業会計	—	20.0
令和3年度島原市温泉給湯事業特別会計	—	

(備考) 資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は「—」を記載。

第 5 健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（本市が通常の状態
で経常的に収入されるであろう一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は次のとおりで
ある。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

令和 3 年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	令和3年度	令和2年度	比較増減
一般会計等実質収支額 A	441,905	301,967	139,938
一般会計実質収支額	441,905	301,967	139,938
標準財政規模 B	11,935,990	11,335,554	600,436
実質赤字比率 A/B	—	—	
	(3.7)	(2.66)	1.04

(備考) 実質赤字比率の算定において赤字額がない場合は「—」を記載。

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、令和 3 年度の
一般会計等の実質収支額が黒字であることから、実質赤字比率は生じていない。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模}}$$

令和3年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	令和3年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	令和2年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	比較増減
連結実質赤字額 A	1,097,547	1,162,885	△ 65,338
一般会計	441,905	301,967	139,938
国民健康保険事業特別会計	98,636	69,066	29,570
後期高齢者医療特別会計	12,735	12,731	4
水道事業会計	511,755	754,668	△ 242,913
温泉給湯事業特別会計	32,516	24,453	8,063
標準財政規模 B	11,935,990	11,335,554	600,436
連結実質赤字比率 A/B	—	—	
	(9.19)	(10.25)	(△ 1.06)

(備考) 連結実質赤字比率の算定において赤字額がない場合は「—」を記載。

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、令和3年度の各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が黒字であることから、連結実質赤字比率は生じていない。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{④}} \text{の3か年平均}$$

- ① 元利償還金 ② 準元利償還金
③ 特定財源 ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

令和3年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

項 目	令和3年度	令和2年度	平成31年度 (令和元年度)	平成30年度
元利償還金 ①	2,034,706	1,772,777	1,863,032	1,955,475
準元利償還金 ②	157,623	124,321	186,034	289,501
特定財源 ③	235,733	238,042	292,522	332,394
基準財政需要額算入額 ④	1,485,581	1,364,089	1,491,610	1,534,595
標準財政規模	11,935,990	11,335,554	11,346,467	11,385,969
実質公債費比率(単年度)	㊦ 4.50714	㊥ 2.95811	㊢ 2.68836	㊡ 3.83690
令和2年度実質公債費比率 (3か年平均) (㊡+㊢+㊥) / 3	3.1			
令和3年度実質公債費比率 (3か年平均) (㊢+㊥+㊦) / 3	3.3			

令和3年度の実質公債費比率(3か年平均)は3.3%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。

前年度(3か年平均)の3.1%に比べ0.2ポイント上回っており、単年度の比率をみると昨年度は上昇し、今年度はさらに上昇している。

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

① 将来負担額 ② 充当可能財源等

③ 標準財政規模 ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

令和3年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

(単位：千円・比率　％・△印　減)

項 目	令和3年度	令和2年度	比較増減
将来負担額 ①	27,289,923	27,211,353	78,570
地方債の現在高	23,746,470	23,805,356	△ 58,886
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	1,259,439	1,131,218	128,221
組合負担等見込額	177,004	138,164	38,840
退職手当負担見込額	2,107,010	2,136,615	△ 29,605
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
充当可能財源等 ②	28,311,004	27,439,448	871,556
充当可能基金	7,138,824	6,405,581	733,243
充当可能特定歳入	2,224,139	2,401,033	△ 176,894
基準財政需要額算入見込額	18,948,041	18,632,834	315,207
標準財政規模 ③	11,935,990	11,335,554	600,436
算入公債費等の額 ④	1,485,581	1,364,089	121,492
将来負担比率 (①－②) / (③－④)	—	—	

令和2年度決算に基づく将来負担比率は「—」であったが、令和3年度決算に基づく将来負担比率も、一般会計等が負担する将来の負担額よりも将来負担額に充当可能な財源が上回っていたため「—」である。

第6 資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては、流動負債等の額から流動資産等の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業は、実質赤字額と事業規模で算定される。

各事業の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{水道事業会計資金不足比率 (法適用)} &= \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}} \\ \text{温泉給湯事業会計資金不足比率 (法非適用)} &= \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}} \end{aligned}$$

1 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	令和3年度	令和2年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△ 511,755	△ 754,668	242,913
流動負債等 a	362,689	147,226	215,463
流動資産等 b	874,444	901,894	△ 27,450
事業規模 B	663,459	668,723	△ 5,264
資金不足比率 A/B	—	—	

(備考) 資金不足比率が生じない場合は「—」を記載。

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△511,755 千円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

2 温泉給湯事業会計資金不足比率

温泉給湯事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	令和3年度	令和2年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△ 32,516	△ 24,453	△ 8,063
歳出額等 a	133,481	119,634	13,847
歳入額等 b	165,997	144,087	21,910
事業規模 B	66,204	67,849	△ 1,645
資金不足比率 A/B	—	—	

(備考) 資金不足比率が生じない場合は「—」を記載。

温泉給湯事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△32,516 千円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

第 7 意見・要望

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率共に赤字額がない結果となり、実質公債費比率については 3.3%、将来負担比率についてはマイナス表示である。それぞれ早期健全化基準を大きく下回る結果であり、良好な状態といえる。今後とも引き続き適正な財政運営に努めていただきたい。

また、各公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため生じていない。しかし、温泉給湯事業特別会計においては、一般会計からの繰入があるゆえの黒字であることから、各公営企業会計においては、今後も経営の健全化に努められたい。